CC1-5104-1(6)

**酒 税**

販売業免許申請書　次葉６

|  |
| --- |
| **「酒類の販売管理の方法」に関する取組計画書** |
| （酒類販売管理者の選任予定者）（年齢：　　歳） | （酒類小売販売場の所在地及び名称） |
| （酒類販売管理研修の受講予定等）受講日又は受講予定日： 　　平成・令和　　　年　　　月　　　日研修実施団体： | （店舗全体の面積）㎡ | （営業時間）　　時　　分 ～　　時　　分 ・ 24時間（定休日：　　　　　　　　　　） |
| （酒類売場の面積）㎡ |
| （酒類販売管理者に代わる責任者（予定者）の人数及び氏名等）　　　総数：　　 　名 |
| 氏　　名 ( 年 齢 ) | 指名の基準 | 氏　　名 ( 年 齢 ) | 指名の基準 | 氏　　名　( 年 齢 ) | 指名の基準 |
| ( 　　歳) |  | ( 　　歳) |  | ( 　　歳) |  |
| ( 　　歳) |  | ( 　　歳) |  | ( 　　歳) |  |
| ( 　　歳) |  | ( 　　歳) |  | ( 　　歳) |  |
| （注）「指名の基準」欄には、次の《責任者の指名の基準》のいずれかに該当する番号を記載してください。《責任者の指名の基準》以下⑴～⑺に掲げるいずれかに該当する場合には、当該販売場において酒類の販売業務に従事する者の中から酒類販売管理者に代わる者を責任者として必要な人数を指名し、配置してください。⑴　夜間（午後11時から翌日午前５時）において、酒類の販売を行う場合（成年者の指名をお願いします。）⑵　酒類販売管理者が常態として、その選任された販売場に長時間（２～３時間以上）不在となることがある場合⑶　酒類売場の面積が著しく大きい場合（100平方メートルを超えるごとに、１名以上の責任者を指名）⑷　同一建物内において酒類売場を設置している階が複数ある場合（酒類販売管理者のいない各階ごとに、１名以上の責任者を指名）⑸　同一の階にある複数の酒類売場が著しく離れている場合（20メートル以上離れている場合）⑹　複数の酒類売場が著しく離れていない場合であっても、同一の階において酒類売場の点在が著しい場合（３箇所以上ある場合）⑺　その他酒類販売管理者のみでは酒類の適正な販売管理の確保が困難と認められる場合 |
| （申請する免許の条件）１：卸売業　２：小売業（卸小売兼業を含む）　３：期限付小売業（免許期間の開始希望日：令和　 年　 月　 日） |
| （小売販売場の業態等の区分）１：一般酒販店（酒屋、酒類専門店等）　２：コンビニエンスストア 　３：スーパーマーケット　　４：百貨店５：１～４以外の量販店（ディスカウントストア等） ６Ⓐ：業務用卸主体店 ６Ⓑ：ホームセンター・ドラッグストア６Ⓒ：その他（　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　）※「６Ⓒ：その他」については、具体的に記載してください。 |
| 酒類の販売業免許の申請書の記載事項である「酒類の販売管理の方法」については、本様式に記載する方法によるものとします。 |
| 項　　　　　目 | 区　分 | ※　税務署整理欄（実態確認状況） |
| 酒類販売管理者関係 | １　酒類の販売業務を開始するときまでに、酒類販売管理研修を過去３年以内に受けた者の中から酒類販売管理者を選任する。 | は　い・いいえ | □ 適□ 不適 |
| ２　公衆の見やすい場所（通信販売を行う場合は、カタログ等（インターネットを含む））に、酒類販売管理者の氏名や酒類販売管理研修の受講事績等を記載した標識を掲示する。 | は　い・いいえ | □ 有□ 無 |
| 二十歳未満の者の飲酒防止関係 | １　20歳未満と思われる者に対して、身分証明証等により年齢確認を行う。 | は　い・いいえ | □ 適□ 不適 |
| ２　20歳未満の者の飲酒防止に関するポスターを掲示する。 | は　い・いいえ | □ 有□ 無 |
| ３　「その他の取組」の概要※上記以外の取組をしている場合にその内容を具体的に記載してください。(例)｢レジに啓発のためのグッズ等を置く｣、｢レジ袋に20歳未満の者の飲酒防止啓発のための表示をする｣等 |
| 二十歳未満の者の飲酒防止に関する表示基準の実施予定 | １　酒類の陳列場所を設けて販売する。 | は　い・いいえ |  |
|  | (1) 消費者が酒類に触れられない状態に置き、手渡しで販売する。 | は　い・いいえ |  |
| (2) 酒類と他の商品との売場を壁や間仕切り等で分離又は区分する。 | は　い・いいえ | □ 適（□ 分離・□ 区分）□ 不適 |
| (3) 酒類の陳列場所に、表示基準に則って「酒類の売場である」又は「酒類の陳列場所である」旨の表示を行う。 | は　い・いいえ | □ 適□ 不適 |
| (4) 酒類の陳列場所に、表示基準に則って「20歳以上の年齢であることを確認できない場合には酒類を販売しない」旨の表示を行う。 | は　い・いいえ | □ 適□ 不適 |
| ２　酒類の通信販売（インターネットを含む）を行う。(注)１　この表示基準でいう「通信販売」とは、「通信販売酒類小売業免許」を付与されて行うものに限らず、一般酒類小売業者が免許条件の範囲内で行う通信販売を含み、商品の内容・価格などをカタログ、新聞折込チラシなどで提示し、郵便、電話、ファックスなどの方法で注文を受けて行う販売をいいます。２　「いいえ」に「○」を付した方は、次の(1)及び(2)の記載は不要です。 | は　い・いいえ |  |
|  | (1) 酒類の通信販売（インターネットを含む）における広告、カタログ、申込書、納品書等に、表示基準に則って「20歳未満の者に対しては酒類を販売しない」旨の表示を行う。 | は　い・いいえ | □ 適□ 不適 |
|  |  | 酒類の購入申込書等に年齢記載欄を設ける。 | は　い・いいえ | □ 適□ 不適 |
| (2) 酒類の配達を行う旨のチラシに「20歳未満の者に対しては酒類を販売しない」旨の表示を行う。 | は　い・いいえ | □ 適□ 不適 |
| ３　酒類の自動販売機を設置しない。 | は　い・いいえ | □ 有□ 無 |

※ 以下は、酒類の自動販売機を設置する予定がない場合には記載する必要はありません。

《酒類の自動販売機に対する表示基準の実施予定》

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 順　　　　　　号 |  |  |  |  | ※　税務署整理欄（実態確認状況） |
| 自動販売機の設置予定年月 | 令 | 年　　月 | 令 | 年　　月 | 令 | 年　　月 | 令 | 年　　月 |  |
| 自動販売機の種類 | 改良型・改良型以外 | 改良型・改良型以外 | 改良型・改良型以外 | 改良型・改良型以外 |  |
| 自動販売機の設置位置 | 店内 ・ 店外 | 店内 ・ 店外 | 店内 ・ 店外 | 店内 ・ 店外 |  |
| 関する表示基準の実施予定二十歳未満の者の飲酒防止に | 20歳未満の者の飲酒は禁止されている旨 | 有　・　無 | 有　・　無 | 有　・　無 | 有　・　無 | □ 適□ 不適 |
| 免許者の氏名又は名称 | 有　・　無 | 有　・　無 | 有　・　無 | 有　・　無 | □ 適□ 不適 |
| 酒類販売管理者の氏名 | 有　・　無 | 有　・　無 | 有　・　無 | 有　・　無 | □ 適□ 不適 |
| 連絡先の所在地及び電話番号 | 有　・　無 | 有　・　無 | 有　・　無 | 有　・　無 | □ 適□ 不適 |
| 販売停止期間 | 有　・　無 | 有　・　無 | 有　・　無 | 有　・　無 | □ 適□ 不適 |
| 販売停止等のためのタイマーの設置の有無 | 有　・　無 | 有　・　無 | 有　・　無 | 有　・　無 | □ 適□ 不適 |
| セレクトボタン部分への酒類である旨の表示の有無 | 有　・　無 | 有　・　無 | 有　・　無 | 有　・　無 | □ 適□ 不適 |

販売業免許申請書　次葉６（「酒類の販売管理の方法」に関する取組計画書）の書き方

１　該当する「番号」、「はい」・「いいえ」、「有」・「無」等に○印を付してください。

２　「※　税務署整理欄」には、何も記載しないでください。

３　「酒類販売管理研修の受講予定等」欄には、酒類販売管理研修の受講日（受講予定日）及び受講した（受講予定の）酒類販売管理研修の研修実施団体名を記載してください。

４　「小売販売場の業態等の区分」欄は、酒類販売業免許申請書に記載したものと同じ業態区分の番号に○を付してください。

５　「酒類の通信販売（インターネットを含む）を行う」欄の（注）１の「通信販売酒類小売業免許」とは、「２都道府県以上の広範な地域の消費者等を対象として、商品の内容、販売価格その他の条件をインターネット、カタログの送付等により提示し、郵便、電話その他の通信手段により売買契約の申込みを受けて当該提示した条件に従って酒類の販売を行うことができる販売業免許です

６　「自動販売機の種類」欄は、設置予定の自動販売機が改良型自動販売機である場合には「改良型」を、改良型以外の自動販売機である場合は「改良型以外」を○で囲んでください。

【注】　改良型自動販売機とは、対面販売（又は対面交付）した磁気カードによってのみ稼動可能となる等の改良がなされ、20歳未満の者による酒類の購入を防止することが可能と認められる自動販売機をいいます。

７　「自動販売機の設置位置」欄は、設置予定の酒類の自動販売機が、店舗の屋内に設置され店内に入らなければ購入することができない状態となっている場合には「店内」を、それ以外の場合には「店外」を○で囲んでください（例：店舗の敷地内であっても屋外に設置されている場合には「店外」となります）。